

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

上水道条例第 3 号

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例(昭和 4 1 年上水道条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 1 号を削り、同項第 2 号中「および孫」を削り同号を第 1 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある孫

第 2 0 条中「、第 6 条の 2」を削る。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第 2 条 施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における改正後の企業職員の給与の種類および基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「(5) 心身に著しく障害を有する者」とあるのは、

「(5) 心身に著しく障害を有する者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。）とする。